## 社說

# 實業家の運動に就て

昨今經濟社會が非常の難局に陷り資金次第に欠乏して事業沈衰の傾あるより世間に種々の救濟策を唱ふる者ある折柄、實業家の間に最も勢力ある說は外資輸入と軍備縮少との二なるが如し戰爭以來政府は軍事費に充てんが爲めに多額の公債を募集して事業家の手より資金の一部を吸收して通貨の分配を攪亂し媾和後今日に至るまで毫も償還の手段に出でざる其上に世間に通貨膨脹物價騰貴の現象を呈し大に資本の効力を減殺したる次第なれば事業家が資金の欠乏に苦しみ其計畫に困難を感ずるも强ち無理ならぬ所にして外資移入の必要を認めたるも自然の勢と云はざるを得ず近頃海外の金融市場も非常に遲促の樣子にして英蘭銀行の割引料は既に三步に上り今後も引續て騰貴の傾ありと云へば果して此方にて希望する如く低利の資金を供給するの餘地あるや否やは確ならず又其移入の方法も熟考を要する所[illegible]ども兎に角に實業家に其意ありとなれば斷行亦不[illegible]ずして政府の保證等に頼らず事業の信用を利用して外資を移入す可きのみ事の成否は其人々に一任するの外なしとして扨目下經濟上の困難を以て軍備の擴張に由るものと爲し其縮少を唱ふるに至ては全く事の眞相を誤れるものと云はざるを得ず資金の欠乏事業の困難は所謂戰後經營の結果に外ならざれば先づ軍備の縮少を斷行して目前の困難を救ふ可しとは實業家の主張する所なれども抑も今の經濟社會變態の原因は[illegible]費用の爲めに[illegible]貨を膨脹せしめたるに外ならず償金を流用すると否とは軍備擴張の實施に直接の關係なきものにして流用の爲めに經濟社會の難局を招きたりとすれば其責は財政の當局者にありと云はざる可らず戰後經營の爲めに增したる租稅は登錄稅酒造稅營業稅の三種にして登錄稅を除けば增徵後尙は一年を經過せざる次第なれば其影響如何は未だ知る可らずと雖も近年來我國力發達の事實より見れば多少の增稅を行ふも大に一般の消費力を減殺し資金の供給に差支を生ずるの掛念はある可らず要するに實業家の云ふ所は唯、一時の變態を以て軍備擴張に由るものと速斷したるに過ぎざるのみ若しも政府が償金の流用を止め增稅に依賴して財政の基礎を堅固にすると共に兌換制度の作用を自然に任せて通貨の收縮を謀らんには物價は下落して銀行の預金は增加し又償出を請ふ者も其數を減じて資金の供給に餘裕を生ずるは明白なれども唯、我[illegible]くて經濟社會が常態に復する其際は膨脹したる[illegible]が收縮し騰貴したる物價が下落して金融上に意外[illegible]と見る可きや否やを[illegible]ものにして實業家の如きは[illegible]國力の[illegible]の縮少を唱ふるとは大早計の譏を免かれざる可し殊に一派の[illegible]日本銀行[illegible]對して金利の引下げ[illegible]區域の[illegible]大に[illegible]を增加していよく[illegible]て何事[illegible]日本[illegible]今後金[illegible]は[illegible]の欠乏を謀り經濟社會をし[illegible]に[illegible]せしむるに[illegible]なり且つ[illegible]の如きは先年一時の權宜の爲めに案出せられたるものにして對人信用の道を開かんとするには其廢止を期するみそ當然なるに更らに之を擴張するが如き斷じて許す可らざる所なり今日に當り更らに通貨を膨脹せしめんと希望するは自から一部門の事にして眞に實業の發達を謀るものは一時株式の沈衰如何に拘はらず通貨を收縮して經濟社會の復舊を求むるの外他に手段なきを信ずるみとなる可し我輩が聊か一言する所以なり

## ○北京特報（十一月廿四日）

特派員　杉　幾太郎

### 獨逸と露國

妖雲東亞の天に棚引きて陰晴未だ定まらざる獨逸對淸國の問題は益々其步武を進め獨逸公使ハイキン氏は或る公使と會見して貴國は淸國の要求に應じ撤兵して然る後に自己の要求事件を議するやとの問に答へて曰く我國が該地を占領したるは畢竟談判の擔保とするのみ今之を放棄せんは斷じて能はざる所なりと蓋し獨逸が其理非は兎も角已に一旦斯く占領したる今日淸國一言の下に撤兵するは萬國に對して不面目此上なかるべしとは一般內外人の信ずる所にして獨逸も亦必ずや飽くまで當初の意志を飜へさざるべきか然るに彼の要求條件を見るに膠州灣占領に關しては一言の之に及ぶものなく殆んど白とぼけに知らざる眞似を爲せるは思ふに其深意存する所なるべく世人の已に能く知る如く同國は東洋に海軍根據地なく曾て膠州灣の借入を淸廷に求めたりしも斷然拒絕する所となり其後更に南方に於て求むる所ありしも是亦承諾を得ざりしに何ぞ圖らん淸國は密約を以て其膠州灣を露國に貸與したりしかば其不平の勃々たるや知るべく斯る折柄偶々曹州の殺害事件ありし事とて機乘ずべしと爲し遂に斯る面當の擧動に及びしものなりと云ふ獨逸公使は云らく曹州府最近の地に船の出入すべきものは膠州灣の外あらず自國の兵士が茲に上陸せしも亦全く之が爲めのみと是れ以て世を欺くの語に過ぎざるのみ先年山東省に同樣の被害を蒙りし時の如きは通常の償金のみを受けて穩に落着したるに今回に限りて斯る擧動に及べるには必ずや深意なかるべからず或は云ふ獨逸は結局吾膠州灣を退かん其代りに他國も亦此地に立寄らしめざるみとを誓ふべしと淸國に迫るならんと然れども獨逸が果して斯く迄に踏込んで露國の意志を妨ぐるや否は知らざれども余が曾て報ぜし露國公使が淸國政府と密議の事に付き尙は深く探聞する所に依れば淸國が露公使を請じて意見を聞きしは事實に非ずして全く露國公使は獨逸の擧動を自國に惡意あるものと信じ之に反對して運動せんとて自ら總理衙門に赴き淸國大臣と協議したるなりと云ふ固より是とても果して事實なるや否やは知らざれど露艦の山東附近に集合するとの電報あるに據れば或は其示威の運動には非ざるか

### 獨國公使の談話

獨逸公使は[illegible]人に語りて曰く此國の事件に就き淸國官吏の[illegible]は[illegible]の忍び入りしに敎師を[illegible]せしかば逃出でんとじたるに究追せられて止むなく刀を振ひて抵抗の來意に至りしものゝ如く[illegible]すれども今該地の自國敎師より公使館に致せし書面に依れば兩人は他の二人と共に同宿し居たりしに夜半三十餘名の匪徒襲撃して天主敎に對する惡口罵詈を爲しつゝ闖入したり此時其身は幸に逃げ出して隱れしかど他の兩人は斬殺されて土中に埋められたり同地方は宗敎迷信の熱度盛にして是等の徒が亂暴を働くは實に甚しきものあり現に敝月前も或る事件に依り宣敎師と土民との間に訴訟沙汰ありて土民の敗訴に歸せしかば其以來彼等の擧動は一層不穩の模樣を呈し一夜右の敎師が獨行せしに暴民現れ出でゝ追掛けられしも幸に遭難を免れしが今回も亦幸にして己れのみ免るゝを得たり云々とあり右の報告に依るに全く其起因は淸國の報告にあるが如き盜賊云々にあらざるを明にして是れ我が獨逸政府が通常殺人を以て取扱ふ能はざる所以なりと

### 獨逸公使と本邦公使

獨逸公使ハイキン氏は一昨夕我が日本公使を訪問して何事か談話に長時間を費せし樣子なり時節から注意すべき往來なり

## ○北京特報（十一月二十五日）

特派員　杉　幾太郎

### 獨逸と山東鐵道

獨逸公使が總署に要求せし六ヶ條に就ては既に報道する處ありしが聞く處に依れば山東鐵道及び開礦の件は合して一ヶ條となり地方官の處罰及び兇徒逮捕の件合して他の一ヶ條となるものゝ如し此鐵道要求の條件あるを最も注目を要する問題なるが獨逸の意向を察するに蓋し遼東還附に干涉したる露佛は滿州廣西に鐵道の利及び開礦の權を得たれば同じく干涉に從事せし獨逸が鐵道礦山の權利を要求するも淸國は之を拒むに由なく露佛も亦容喙に苦しまんと認めしが如し之に對する淸國の評議如何と云ふに其後獨逸は更に總署と交涉もせず又撤兵もせず平然として更に動する模樣なきを以て淸國も今や一日を緩うせば一日の兵費を增す事情より自ら進みて談判を開始せざる可らざるの必要に迫られ昨日總理衙門及び二親王七大臣と朝來評議を凝らしたる模樣なり聞く處に依れば同日の會議は激論多時に亘りて和を說くもあり戰を論ずるもあり淸國に珍しき大議論ありしが結局平和說に決したる樣子なりと云ふ一說に若し獨と戰を交へん乎露佛必ず之を助け遂に淸國は豺狼の爲に分割せられ露は滿州遼東を佛は廣東廣西を獨は山東を橫領するみとに至らん戰は壯なりと雖も此に至りては結局國を敗るに至るべしとは恭親王の論旨たりし由に洩れ聞きぬ要するに淸國が[illegible]露の向背如何に依りて事を決するの有樣は[illegible]に明かなり[illegible]親王にして此意見ありとせば餘は亦論ずるに足らず吾輩は獨逸の要求悉く容られて渤海灣口に一强國の現出を見るに至るの日あらんみとを憂ふるのみ

### 神尾大佐と靑木少佐

今回北京公使館附武官より近衛三聯隊長に轉じ中佐より大佐に昇進したる神尾光臣氏は一昨日當地を發し歸朝の途に就きたり氏は上海に出で揚子江を溯り蘇杭州は勿論漢口にも至り更に引返して厦門に下り然る後歸朝する由又神尾氏に次ぎ當地公使館附武官を命ぜられし靑木少佐は森田大尉を從へて[illegible]來滯在せり

○北[illegible]

日本[illegible]

矢野公使は獨[illegible]は譯官を總署に[illegible]し樣子にて其[illegible]